

「G i N o . 1 W a y （ギノワンウェイ）」の実践

～第八次宜野湾市行財政改革大綱～

（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 3 月

宜野湾市

目次

I. これまでの行財政改革の取り組み	2
1. 第一次～第七次大綱における取り組み	2
2. 第八次大綱の策定に向けた取り組み	3
II. 策定の背景	4
1. 本市の状況と課題の整理	4
(1) 人口.....	4
(2) 財政状況.....	6
(3) 職員の状況.....	7
(4) 公共施設の状況.....	8
2. 地方行財政改革を巡る周辺状況	9
3. 大綱の趣旨	11
III. 大綱の基本方針	12
1. 大綱の位置づけ	12
2. G i N o . 1 W a y （ギノワンウェイ）	13
3. 基本方針と施策体系	15
IV. 行財政改革の推進に係る具体的な施策	16
1. デジタル技術による行政の刷新	16
2. 組織の効率化・人材の高度化	16
3. 資産マネジメント・財政健全化	17
4. 執務環境の改善による能率の向上	18
V. 大綱の計画期間及び推進体制	19
1. 計画期間	19
2. 推進体制等	19

I. これまでの行財政改革の取り組み

1. 第一次～第七次大綱における取り組み

本市の行財政改革の本格的な取り組みは、昭和 61 年 6 月に自らの行政運営のあり方を検討し、長期的展望に立った計画的運営を行う必要性を示した最初の行財政改革大綱の策定に始まり、この間、全七次に及ぶ行財政改革大綱に基づき行財政改革を推進してきた。

平成 24 年度には行政診断を行い、市の組織の現状を外部（専門的業者）の視点で調査・検証した結果を踏まえ、平成 25 年度以降はこれまで取り組むことができなかった公の施設の民営化や民間委託等を積極的に導入した。

平成 30 年度には、更なる市民サービスの向上及び行政運営の効率化を目指し、行財政改革調査・検証を行い、検証結果や同検証を踏まえ策定された「行財政改革・集中改革方針 2019」等に基づき、組織の統廃合、更なる事務事業の見直しや効率化を進めてきた。

令和 5 年度には、新型コロナウイルスの感染拡大による非対面を取り入れた行政サービスの市民からの要請や、基地返還跡地の開発など業務肥大化等に伴う人員不足など、行政サービスの向上と業務効率化の観点から市役所における DX（デジタル トランスフォーメーション）が急務となっていることを踏まえ、本市における DX を計画的に行うべく宜野湾市 DX 推進計画を策定（令和 6 年 3 月）した。

また、令和 6 年度には、肥大化する社会保障関係業務への対応等による業務量の増加により人員体制を強化した結果、第 4 次定員管理計画（令和 4 年度～令和 7 年度）の計画期間中に見直しを行う必要が生じた。このため、当該計画を 1 年前倒しで終了し、第 5 次定員管理計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定（令和 7 年 3 月）した。この計画ではこれまで正職員のみを対象としてきた定員管理計画の考え方を改め、会計年度任用職員を含めた定員管理の計画としている。

さらに、「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」（令和 6 年 2 月）に基づく市立幼稚園全園の幼保連携型認定こども園への移行に加え、子育て支援対策の充実や地域支援体制の強化など、こども施策を一体的・戦略的に推進するため、「こども部」の創設（令和 7 年 4 月）、教育施設等の包括的な管理運営を目的とした包括管理業務委託の導入（令和 7 年 4 月）、ならびに地方公務員法改正による段階的な定年引上げの実施下における安定的な職員採用の実施の必要性などから、職員定数の変更が必要になったた

め、職員定数を793名から851名にするなどの職員定数条例の改正（令和7年3月）を行った。

2. 第八次大綱の策定に向けた取り組み

本市においては、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、人件費や扶助費の増加などにより厳しい財政運営が続いていること、急速に進歩する生成AIを中心としたデジタル技術の積極的利用、令和13年度の開庁を想定し検討が進められている新庁舎に対応するための窓口業務改革の必要性、PPP/PFI等の公民連携の更なる強化、市有財産の有効活用などの課題が浮き彫りとなり、抜本的な行財政改革の見直しを行う必要があった。

このことから、令和7年度においては、①行財政改革調査・検証等業務、②窓口業務改革、③資産マネジメントの3つの柱建てを行い外部の知見を活用しながら取り組みを進めてきた。

本大綱は、単なる第七次行財政改革大綱による取り組みの延長ということだけではなく、上記①～③で取り組んできたことなどを反映した、大きな変革をもたらす行財政改革の計画として策定する。

R7年度における宜野湾市行財政改革の全体像

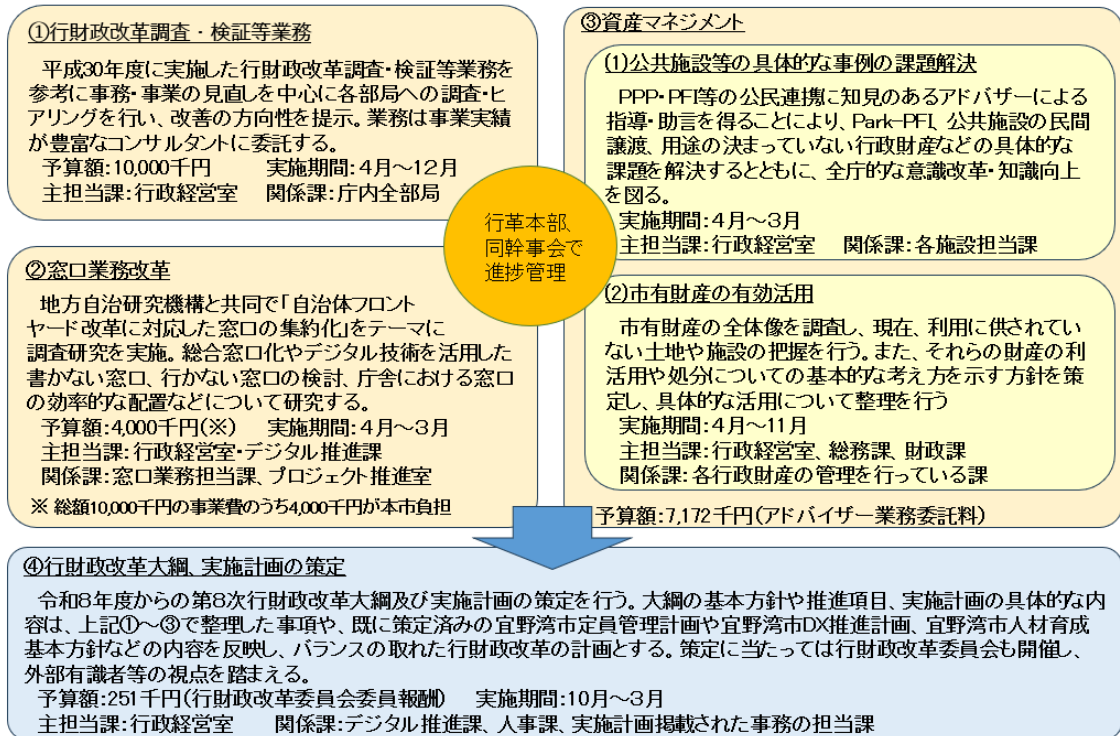


図1：令和7年度における宜野湾市行財政改革の全体像

II. 策定の背景

1. 本市の状況と課題の整理

(1) 人口

本市の総人口と世帯数は戦後増加傾向で推移しているものの、総人口は1980年代以降、世帯数は2000年代以降、その増加率が鈍化傾向にある。1世帯当たり人員数（世帯人員）は1970年以降減少しており、本市においても核家族化が進んでいると考えられる。（図2 総人口・世帯数参照）

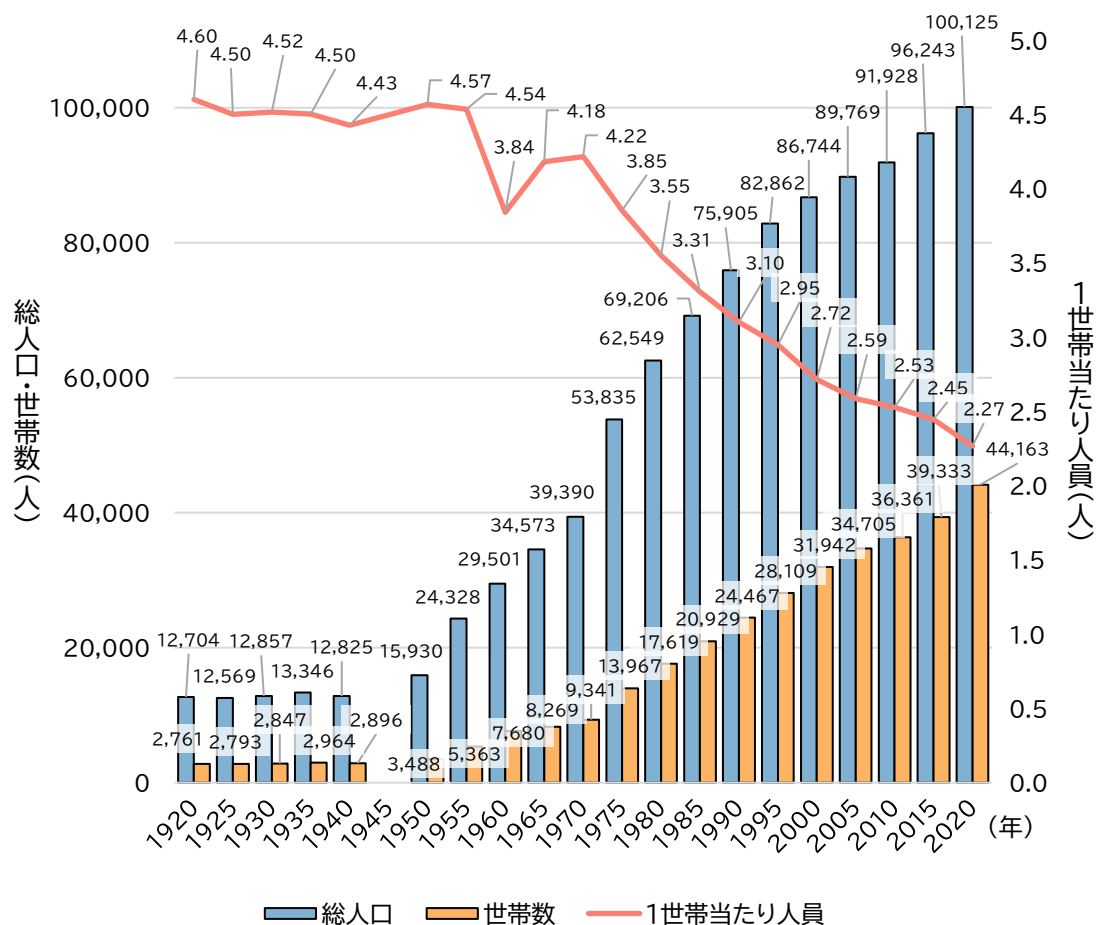


図2：総人口・世帯数（出典：宜野湾市人口ビジョン 2024）

パターン1（国立社会保障・人口問題研究所準拠）の推計では、2035年に人口がピークに達し、その後、減少に転じる予測である。パターン2（パターン1に西普天間住宅地区跡地利用を考慮）の独自推計でも同様に、2035年に人口がピークに達し、減少に転じる。（図3 宜野湾市の将来人口推計参照）

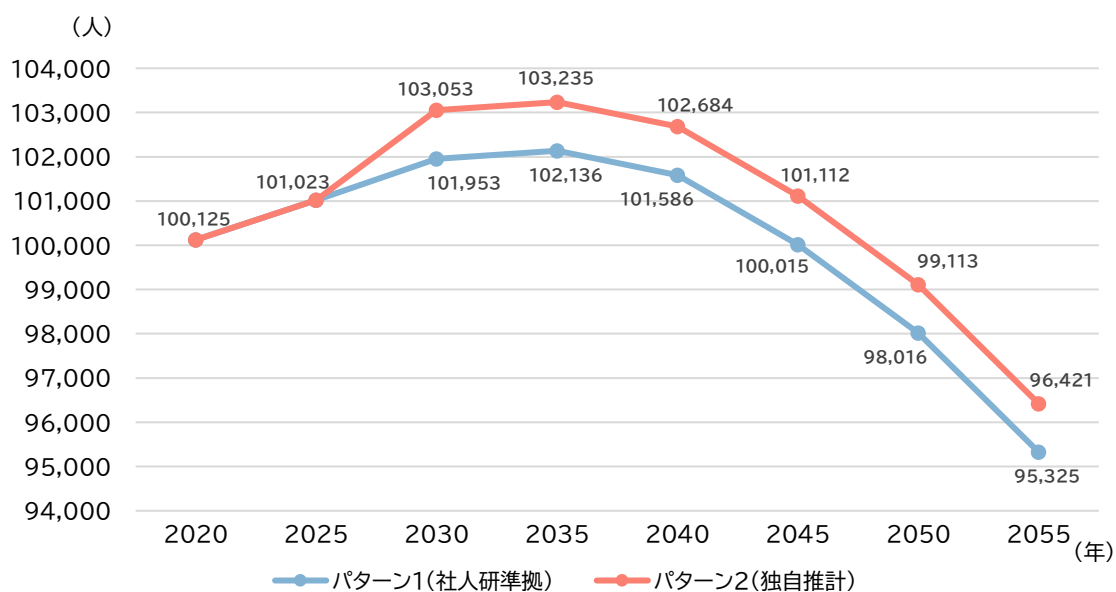


図3：宜野湾市の将来人口推計（出典：宜野湾市人口ビジョン2024）

パターン2（独自推計）において、本市では2035年を境に総人口が減少に転じる予測であるが、老年人口は増加を続け（2020年から154.8%の増加）、2050年頃まで続くと見込まれる。（図4：年齢3区分別の将来人口推計（独自推計）・指数参照）

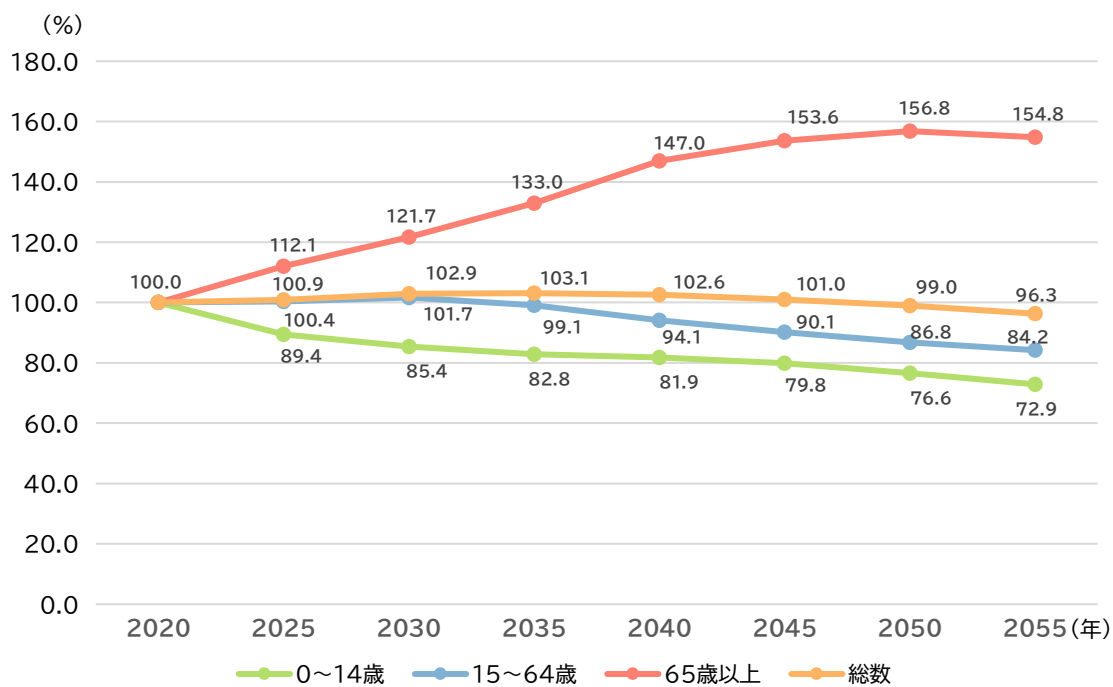


図4：年齢3区分の将来人口推計（独自推計）・指数（出典：宜野湾市人口ビジョン2024）

(2) 財政状況

本市の普通会計の歳入決算は、令和6年度に600億を超えた。市税は増加傾向であるが、依然として国庫支出金、県支出金、地方交付税等の依存財源の割合が高い。一方、歳出決算については、令和6年度には590億円を超えており、性質別に見ると人件費や扶助費が増加傾向となっている。

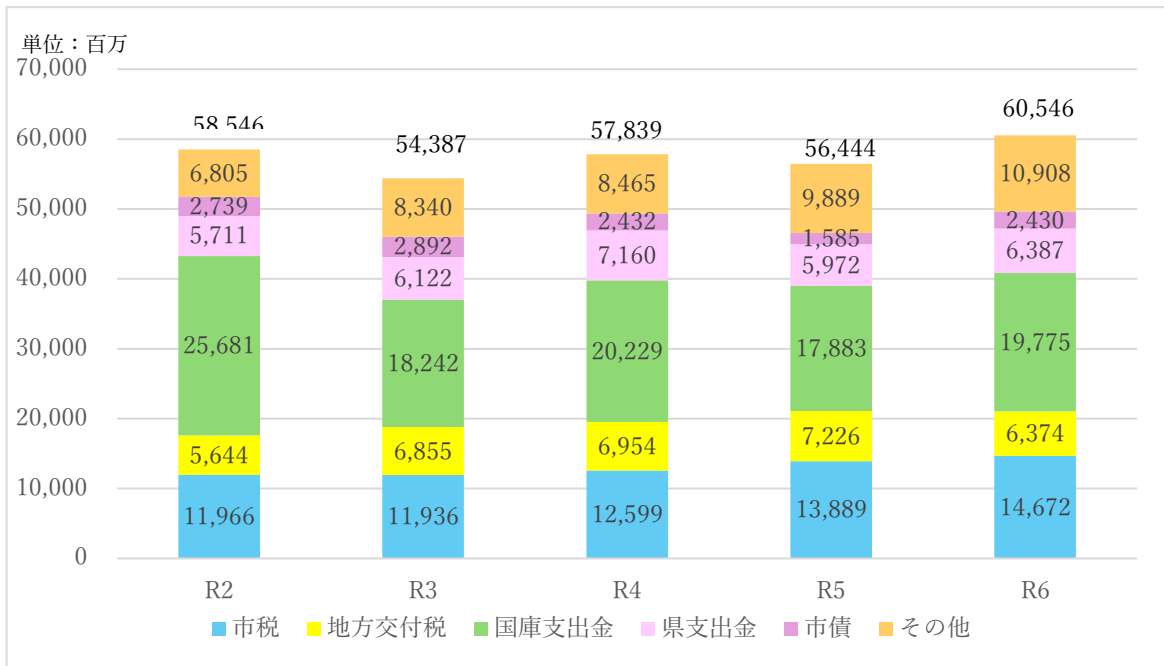


図5：歳入決算の状況（普通会計）

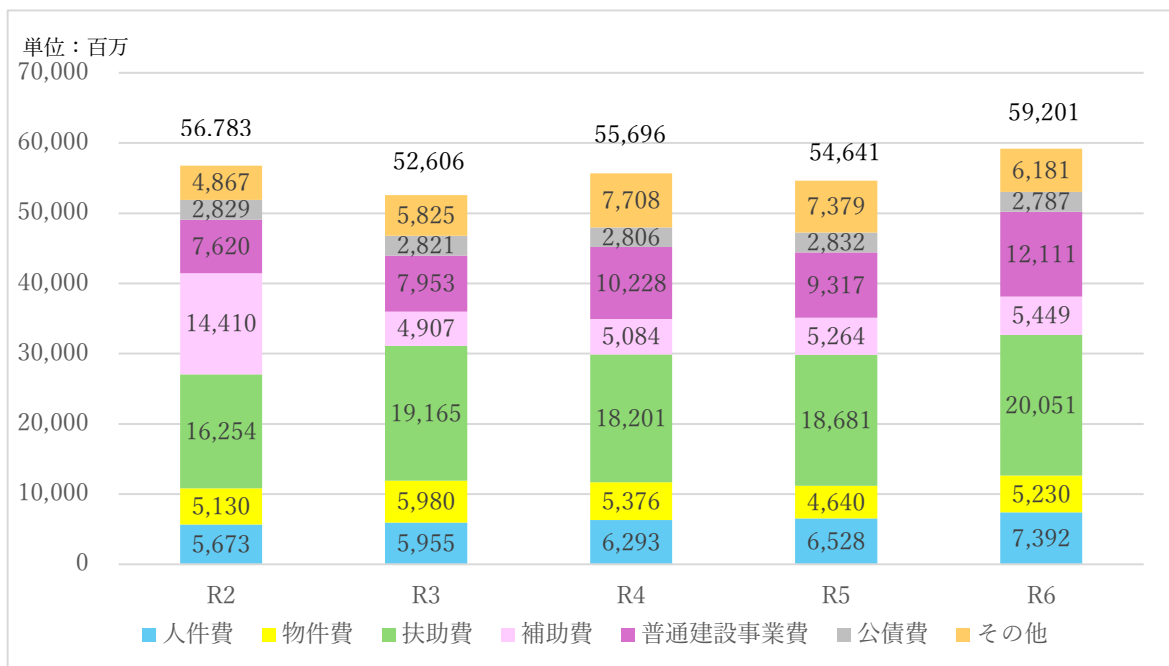


図6：性質別歳出決算の状況（普通会計）

経常収支比率（人件費、扶助費等の経常的な経費に対して、地方税、地方交付税等の経常的な一般財源がどの程度充当されたかをみる指標）は、年々増加しており、令和6年度においては95.7%となっている。市税や地方交付税などの一般財源が横ばいとなる一方で、人件費や扶助費が増加していることが要因である。

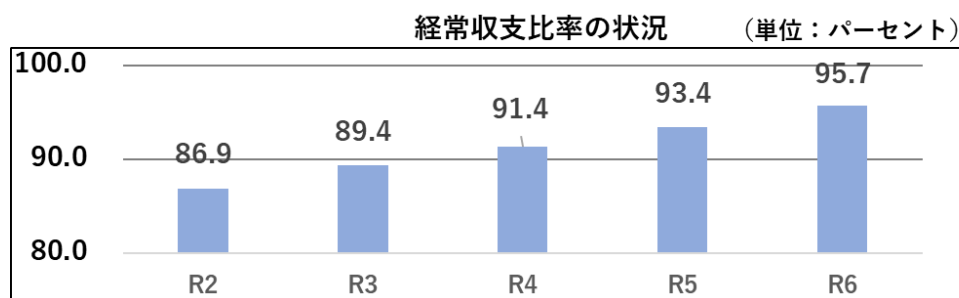


図7：経常収支比率の状況

経常収支比率は全国的に高い水準にあり、令和5年度の全国平均で92.8%となっている。本市は、この水準よりも高い状態にあり財政の硬直化が進んでいる。

(3) 職員の状況

正職員数及び会計年度任用職員は令和6年度まで年々増加している。令和7年度から第5次定員管理計画の実施により、会計年度任用職員の増加に歯止めがかかったが、依然として全職員に占める会計年度任用職員の割合は高い。

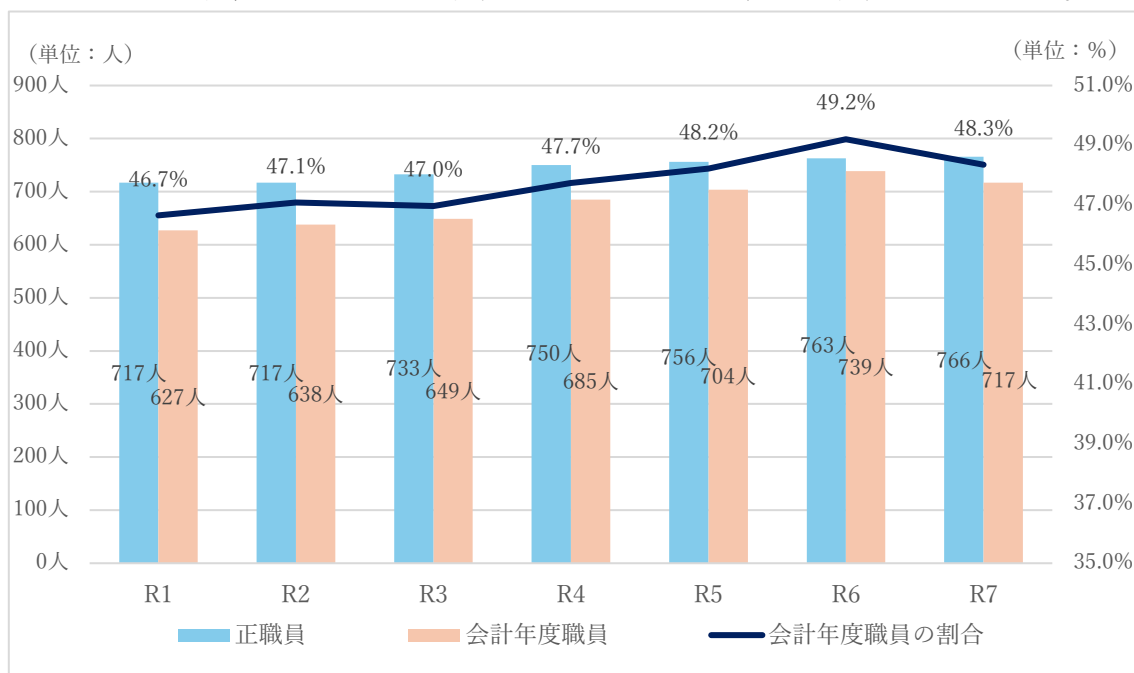


図8：正職員と会計年度任用職員の推移と割合（令和7年4月末時点）（実員ベース）

本市の正職員の年齢構成は、30代から40代が全体の約6割を占めている。全体の構成グラフを見ると中央部が広く、上部と下部が比較的狭いつぼ型となっている。

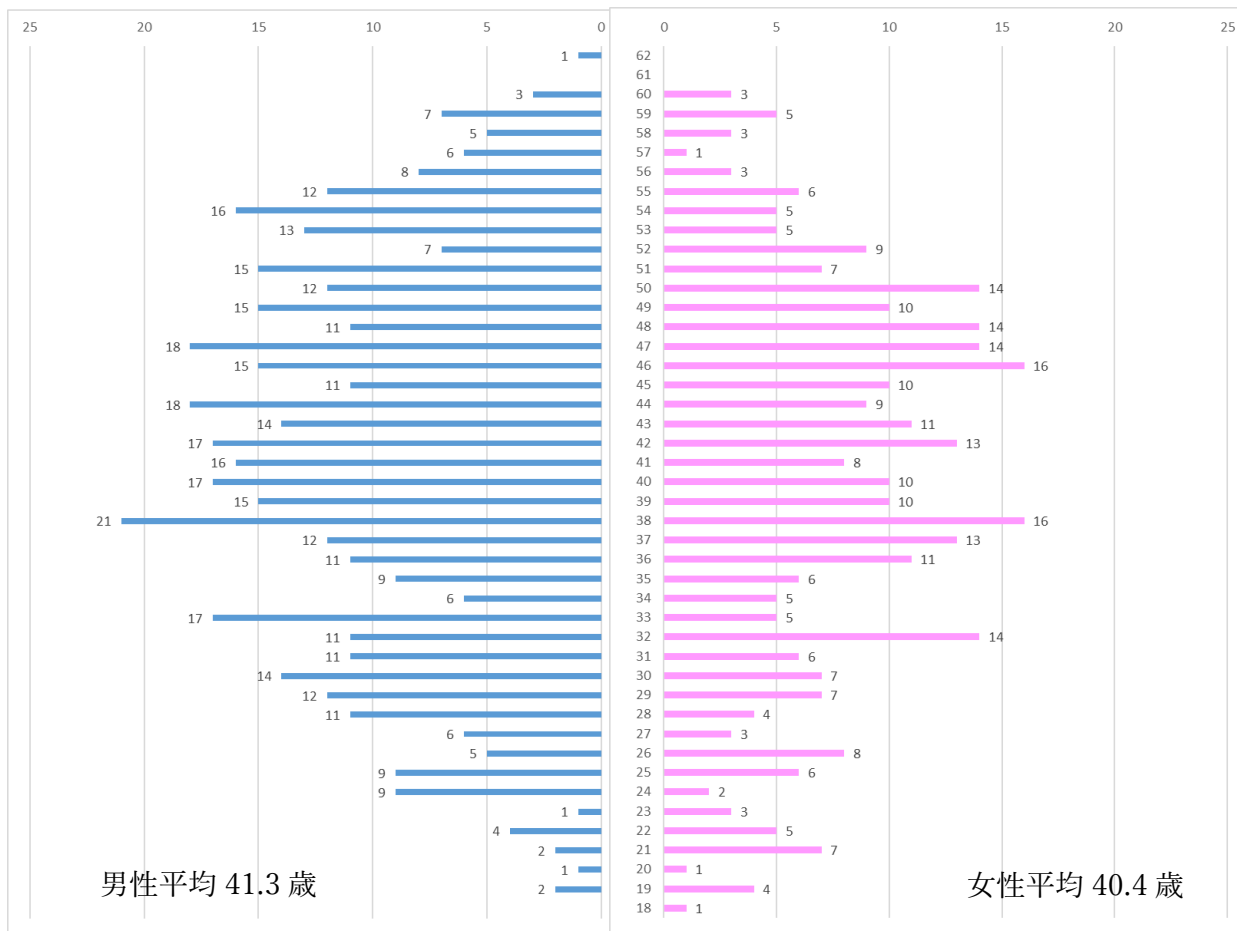


図9：宜野湾市職員年齢構成グラフ（令和7年4月1日時点）

（4）公共施設の状況

本市が保有する公共施設を築年数別に見ると、築30年以上の施設は44施設に上り、このうち長寿命化対策を実施済みの施設が11施設、今後実施を予定している施設が22施設と、計33施設が長寿命化を前提とした対応を要する状況にある。一方で、老朽化の程度等を踏まえ、更新を予定している施設や廃止を検討している築30年以上の施設も11施設存在しており、これらについては、施設の状態や利用状況を踏まえた対応方針の再整理が必要となる。

また、築20年以上30年未満の施設は21施設、築20年未満の比較的新しい施設は43施設となっており、今後、施設更新の時期が段階的に到来することが見込まれる。

さらに、令和4年3月の公共施設等個別計画改定後に、行政需要や社会環境の変化を踏まえた新たな公共施設整備が4施設予定されている。

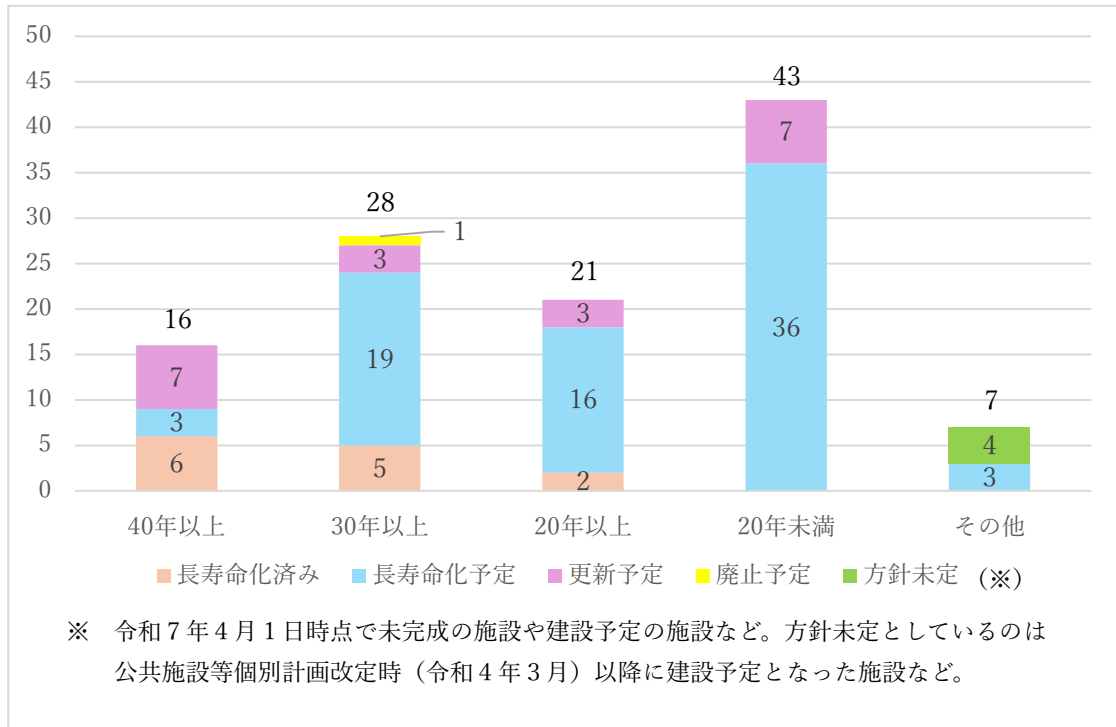


図10：公共施設の状況（令和7年4月1日現在）

2. 地方行財政改革を巡る周辺状況

令和5年12月21日に第33次地方制度調査会により「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」が行われた。

この答申では、今後の地方行政のあり方に関し、DXの進展を踏まえた対応として、「急速な人口減少によって、人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、地方公共団体が職員等のリソースを創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、地方公共団体と住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要がある。」としている。

この答申を受け地方自治法の改正が行われたが、改正内容として、地方自治法に情報システムの適正な利用等に係る規定が盛り込まれ、「普通地方公共団体は、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない」とされた。

また、上述の答申では「DX による地方公共団体の業務改革」として、「①行政と住民との接点（フロントヤード）のデジタル化」、「②内部事務（バックヤード）のデジタル化」、「③フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組」及び「④デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画」について記載している。

具体的には、

- ①「行かない」オンライン手続に加え、「迷わない」、「待たない」、「書かない」ことを目的とした窓口業務の改革というフロントヤードの改革や、
- ②現在進められている地方公共団体情報システムの標準化を契機とし、デジタル化を前提とした業務フローや制度の見直し、人員配置やシステム構成の最適化の検討などバックヤードの改革
- ③フロントヤードとバックヤードのデジタル化に一体的に取り組むことにより、住民サービスの高度化の視点に加え、窓口対応等の効率化により、創意工夫を要する業務のために人員配置の最適化を実現するという視点
- ④フロントヤード及びバックヤードのデジタル化を通じて、より多くのデータの利活用・分析することが可能となることを踏まえた対応や、生成 AI などの最先端技術の利用

などについて記載されている。

一方で、上記の答申以前から自治体 DX に関する取組みは総合的に進められている。令和 2 年 12 月には、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、以降、7 回の改定作業が行われている。この計画において、重点取組事項として、自治体フロントヤード改革の推進、地方公共団体情報システムの標準化、自治体の AI の利用推進などが盛り込まれている。

さらに、総務省においては「自治体 DX 推進参考事例集」の作成や、自治体のフロントヤード改革推進を支援する情報プラットフォームである「自治体フロントヤード改革ポータル」を開設するなど、先進自治体の事例紹介や先進事例の横展開を図っている。

3. 大綱の趣旨

人口推計を踏まえれば、2035年ころには本市も人口減少に転じる見込みとされており、全国的な急速な人口減少による人材不足の深刻化や経営資源の制約は本市にも近い将来に確実に訪れると考えられる。

また、本市の現在の財政状況は、経常収支比率の急激な増加に見られるように非常に硬直的な状況となっており、その大きな要因の一つである人件費の圧縮が必要である。

正職員と会計年度任用職員の推移を見てわかるとおり、近年、正職員及び会計年度任用職員の数が増加してきているが、現在の財政状況を鑑みれば会計年度任用職員を中心とした抑制策が必要となる。また、正職員の年齢の状況から今後、15～30年で多くの職員が退職し、一方で人口減少による人材不足が深刻化することを鑑みれば、限られた人員で効率的かつ効果的に行政運営を行うことが必要となる。加えて、本市において今後返還される基地跡地利用に向け、体制を確保する必要もある。

公共施設の状況については、築30年以上の公共施設で今後長寿命化対応が必要となる施設22施設、更新を予定している施設が11施設ある一方で、現在建設中の施設や新規に建設する施設などが7施設あり、これらの公共施設に係る建設や維持管理については相当な経費がかかるものと推察される。昨今の物価高騰による資材価格や労務費の上昇などを踏まえれば、施設の長寿命化を前提とした計画的かつ効率的な維持管理を一層推進するとともに、施設の複合化・多機能化、民間活力の導入等により、整備及び運営コストの縮減を図る必要がある。併せて、公共施設全体を俯瞰した中長期的な視点から、更新・廃止を含めた最適な施設再配置の検討を進め、財政負担の軽減及び平準化を図り、持続可能な公共施設マネジメントの確立に取り組んでいく必要がある。

全国的な行財政改革については、制度的な観点からも、デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化を進めていくことが求められており、この推進が持続可能な自治体経営を行うための中心的な取り組みになると考えられる。

このような状況ではあるが、職員が働きやすさを実感し前向きに取り組める環境がなければ生産性は向上しない。そのため、本大綱は、徹底的なデジタル化を基礎に業務のあり方を根本的に見直し、職員が自分たちの職場を効率的かつ効果的で、やりがいのある環境にするためのプロセスを示すとともに、その結果として市民の皆様へ利便性の向上や本市の持続的な公共施設マネジメントの確立、財政状況の改善、将来的な人材不足への対応につなげるための計画として策定する。

Ⅲ. 大綱の基本方針

1. 大綱の位置づけ

本大綱は、宜野湾市総合計画を推進するため、効率的・効果的な行財政運営の取り組みを示したものである。また、宜野湾市定員管理計画、宜野湾市公共施設等総合管理計画等の関連計画と連携し、取り組みを推進する。

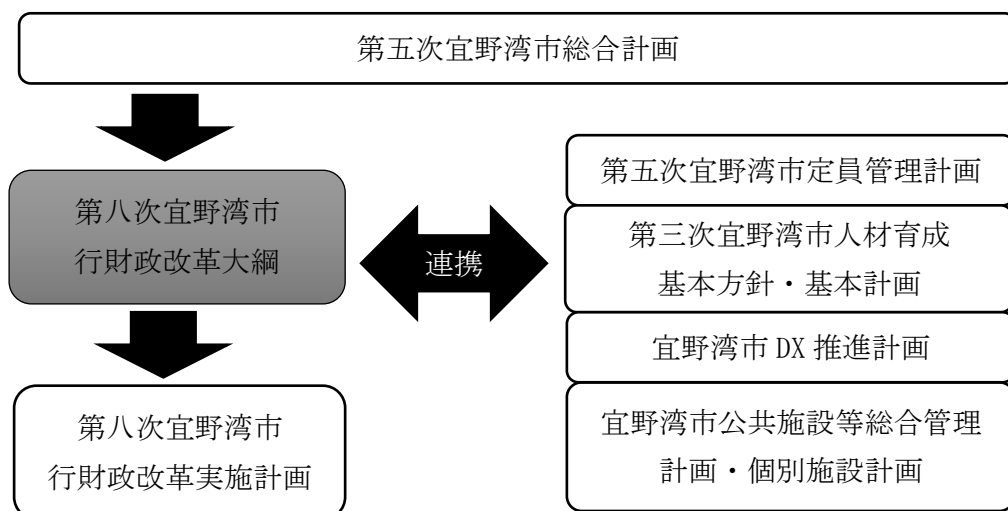


図 11：第八次宜野湾市行財政改革大綱の位置づけ

2. Gi No. 1 Way (ギノワンウェイ)

令和7年12月24日に開催した「行財政改革調査・検証等業務 最終報告会」における市長宣言で、宜野湾市職員としての行動指針として提示された。本大綱においても、行財政改革を進めるうえでの行動指針として位置づける。

市長宣言

昨今の集中的な行財政改革では、ペーパーレス化の徹底、生成AIなどデジタル技術の活用、時間や場所にとらわれない行政サービスの提供、次世代の働き方など様々な取り組みが議論されてきました。

これらの取り組みは、単に業務の効率化や経費の削減のためではなく、新しい庁舎の開庁という一つのゴールに向け、職員が自分たちの仕事環境を改善し、ライフスタイルに合わせて働けるようにすることで、結果として市民の皆様が気持ちよく行政サービスを受けていただけるようにするための大きな改革となります。

我々は「ねたてのまち 宜野湾」の職員であり、沖縄県全体をリードする、その誇りと使命感があります。

宜野湾市の未来の方向性として、本市が生産性日本一になるための道【Way (ウェイ)】それに向けた宜野湾市職員としてのやり方【Way (ウェイ)】を示す言葉として私は、「Gi No. 1 Way (ギノワンウェイ)」を掲げ、自治体業務の生産性においても「宜野湾がいちばん」となるよう、職員の皆様と歩みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和7年12月24日
宜野湾市長 佐喜眞 淳

「Gi No. 1 Way (ギノワンウェイ)」

これは、本市が生産性日本一になるための道 (Way) であり、それに向けた宜野湾市職員としてのやり方 (Way) を指し示したものです。

1. 生産性、その頂きへ。

生成 AI・RAG、デジタル技術を極限まで活用し、日本一の実現する。現場の声を起点に、知識集約業務の全てを AI が支える環境を早期に構築する。現場職員の暗黙知は生成 AI・RAG により形式知化し、組織のナレッジとして蓄積・継承する。

2. デジタル・ファースト、その徹底。

「紙が原則」という旧来の文化を刷新し、デジタル・ファースト文化を組織に根付かせる。ペーパーレス化を AI・RAG 活用の基盤として徹底推進する。文書、調達、契約、納品、保管、その全てを原則電子化し、職員の事務負担を劇的に軽減する。

3. 市民の期待を超える、変革を。

市民が時間や場所にとらわれず行政サービスを利用できる仕組みを整備する。必要な情報を必要な方へ届ける「プッシュ型支援」を推進、申請届出漏れを根絶する。市民がサービスを利用しなければ DX は進まないことを深く自覚し、あらゆる広報手段を使い市から市民に積極的にリーチする。同時に、デジタル化と並行し、対面での相談が必要な方へのサポートも一層強化する。

4. 次代の働き方を、自ら体現。

令和 13 年の新庁舎移転を見据え、場所に縛られない次世代の働き方を職員自ら体現する。フリーアドレスとペーパーレスを一体で推進。コミュニケーションが活性化する創造的な職場環境を創出する。

5. 改革による、強靱な財政基盤を。

市の厳しい財政状況を踏まえ、既存事業の徹底的な見直しと最新 IT 技術の活用を両輪で進め、改革効果を最大化する。債権管理を一元化、専門部署に集約し、収入未済額の圧縮を断行する。

3. 基本方針と施策体系

「G i N o . 1 W a y （ギノワンウェイ）」の実践に向けて、基本方針と施策体系を整理する。

基本的には、令和7年度に実施した「行財政改革調査・検証等業務」、「自治体フロントヤード改革に対応した窓口の集約化に関する調査研究」及び

「PPP/PFI 推進アドバイザー業務」で取り組んでいる事業や、第七次行財政改革実施計画の評価検証において継続して実施すべきとされた事業、その他の行財政改革に関する取り組みで大綱に位置付けて一体的に推進すべき取り組みを網羅できるよう基本方針と施策体系を構築する。

また、「Ⅱ－3 大綱の趣旨」で記載したとおり、デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化を進めていくことが求められており、この推進が持続可能な自治体経営を行うための中心的な取り組みとなることから、これを基本方針の大きな一つの柱として位置づけ、その他に「組織・人材」、「資産マネジメント・財政健全化」、「執務環境」を基本方針とし施策を整理する。

なお、本大綱では、行政内部の改革に重点を置くため、第七次宜野湾市行財政改革大綱に位置付けられていた市民協働に関する事項は取り扱わないこととする。

基本方針	具体的な施策
デジタル技術による行政の刷新	・ 先進技術の積極的活用 ・ デジタル行政の徹底
組織の効率化・人材の高度化	・ 職員の能力向上、専門化 ・ 定型業務等の更なる効率化
資産マネジメント・財政健全化	・ 市有財産の有効活用 ・ 自主性の高い財源の確保
執務環境の改善による能率の向上	・ 新庁舎建設に向けた生産性の高い執務環境の創出

表：第八次宜野湾市行財政改革大綱の基本方針と施策体系

IV. 行財政改革の推進に係る具体的な施策

1. デジタル技術による行政の刷新

生成 AI・RAG などの先進的なデジタル技術の活用と、その前提として申請、決裁、保管、調達、契約などのプロセスを原則電子化することにより、職員の事務負担を飛躍的に軽減し、生産性の高い職場を実現する。

(1) 先進技術の積極的活用

- ・生成 AI・RAG を利用できる環境を早急に構築し、ユースケースの蓄積と職員間の共有などにより仕事のやり方に変革をもたらす。
- ・また、オウンドメディアを活用した広報により、本市のデジタル技術を活用した業務改革を積極的に PR し、市民や企業、他の自治体からの注目を集めることで、改革の効果の最大化を図る。

(2) デジタル行政の徹底

- ・オンライン申請の拡大等による「行かない窓口」、申請情報のデータ入力等により来庁者が申請書に記載する事項を減らす「書かない窓口」、そしてそれらを職員の負担をかけずに実現するためのバックヤードのデータ連携について、市民利用の視点も考慮しつつ、その実現を図る。
- ・電子決裁、電子文書保存、電子契約、電子納品などの業務プロセスにおける電子化の取り組みは DX を進める基礎となるものであるため、これを徹底し職員の業務の効率化を推進する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値 (R12 年度)
オンライン申請の利用率	45.7% (R6 年度)	65%

(考え方)

本市のデジタル技術の活用が進み、市民や事業者への周知が進めばオンライン申請の利用に結果が反映されると想定し、オンライン申請の利用率を KPI に設定。

2. 組織の効率化・人材の高度化

効率的な組織の構築や職員の人材育成に積極的に取り組み能率的に意欲をもって業務を行うことのできる環境を整備する。また、定型業務を中心にデジタル技術を活用しても効率化できない業務については、費用対効果を検証しながら外部の労力を活用することを推進する。

(1) 職員の能力向上、専門化

- ・第五次宜野湾市定員管理計画における正職員と会計年度任用職員のバランスを考えながら、専門部署の設置なども含め能率的に業務を行える組織を構築する。
- ・第三次宜野湾市人材育成基本方針及び第三次宜野湾市人材育成基本計画（前期計画）に基づき、適切な人事管理や研修の実施等により職員の能力向上を図るとともに、新しい働き方に対応した人事評価の適正な運用により職員のモチベーションや組織全体の公務能率の向上を図る。

(2) 定型業務等の更なる効率化

- ・定型業務など必ずしも正職員が行わなくても良い業務については、費用対効果を検証しつつ、外部の労力を利用し効率化を図ることを検討する。
- ・検討に当たっては、業務の内容に応じ、業務委託（BPO）、包括業務委託、地方独立行政法人への業務移管などから最も効果の高い手法を検討する。

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値（R12年度）
会計年度任用職員数	717人（R7.4末）	683人以下

（考え方）

職員の能力が向上し、また定型業務等の効率化が進めば、それらに従事している会計年度任用職員の数削減できるものと想定。目標値は定員管理計画で示した令和11年度の目標値である683人を下回ることとする。

3. 資産マネジメント・財政健全化

公共施設の適切な管理や普通財産等の有効活用、ふるさと納税等の財源の確保を推進することにより、本市財政の健全化を図る。

(1) 市有財産の有効活用

- ・市有財産の有効活用には、収益性のある資産については着実に収益を獲得できるように利用する一方で、負債性のある資産については、負債を縮減していくことが必要となる。
- ・公共施設の管理については、指定管理者制度やPFI、Park-PFIの活用、広域整備なども含め、施設ごとに今後の運営、維持管理、更新等に総合的かつ経営的な視点を持って最適な手法を選択する。これを、令和9年度からの次期公共施設等総合管理計画の策定に向け整理する。
- ・普通財産や用途廃止により普通財産へ変更する行政財産については、「宜野湾市市有財産利活用基本方針」に基づき利活用方針を定め、活用されな

い状態が長期化しないよう管理を徹底する。

- ・例えば公用車の台数など、利用状況と保有量とに大きな差がある資産については、真に必要な量の保有となるよう調整を徹底する。

(2) 自主性の高い財源の確保

- ・ 税収の確保の強化、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税、有料広告及びネーミングライツ、基金運用の最大化などを継続し、財源確保に努める。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値 (R12 年度)
経常収支比率	95.7% (R6 決算)	86.9%

(考え方)

行財政改革による業務の効率化による人件費の抑制や市有財産の有効活用による物件費の抑制などが進めば、経常収支比率の正常化に寄与すると想定。目標値は、令和2年度の本市決算の数値であり、今後5年間で同水準まで低減させることを目標とする。

4. 執務環境の改善による能率の向上

令和13年度を目指して検討が進められている新庁舎の建設に向け、現在の執務環境を改善し業務の生産性を高めるとともに、新庁舎での執務環境を想定した検討を行う。

新庁舎に向けた生産性の高い執務環境の創出

- ・ 文書廃棄の徹底やペーパーレス化の推進、庁舎の案内表示の整理整頓など現在の執務環境でも取り組める改善策を実施し、生産性を高める。
- ・ また、リモートワークの環境整備や利用の向上、フリーアドレスの試験的導入などを進め、職員のライフスタイルに応じた働き方が行えるよう環境を整備する。
- ・ 新庁舎の建設に向け、来庁者の利便性に配慮した窓口のレイアウトやワンストップ窓口の実施に向けた検討を行う。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値 (R12 年度)
リモートワーク者の数	5人 (R7 年度)	希望する者全員

(考え方)

職員のライフスタイルに応じた働き方が実践できているかの一つの指標としてリモートワークの利用者数を取り上げる。リモートワークを選択しやすい職場環境の構築や、リモートワークを実施できるシステム環境を整え、希望する職員が誰でも制度を利用できる状態にすることが目標。

V. 大綱の計画期間及び推進体制

1. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

2. 推進体制等

本大綱に基づく行財政改革を着実に推進するため、大綱の基本方針に沿った具体的な取組とスケジュール等を記載した実施計画を策定する。

また、市長を本部長とする「宜野湾市行財政改革推進本部」の下、全庁的に行財政改革に取り組み、定期的にその取り組み状況や重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を把握・確認する。確認の結果も含めた本市の行財政改革の取り組みについては広く市民・事業者認識してもらえよう、積極的に公開する。

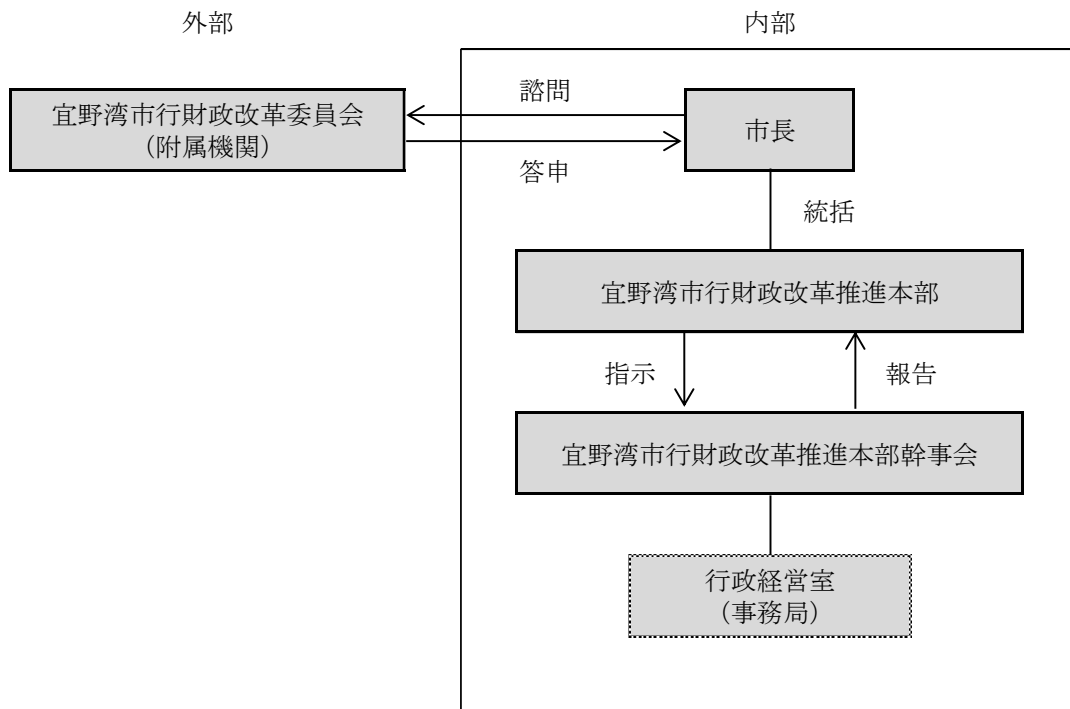


図 12：宜野湾市行財政改革の推進体制

行財政改革の主な取組

	取組時期	主な取組内容
第一次	昭和 61 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ●事務事業の見直し ●補助金等の見直し、使用料・手数料の見直し ●組織・機構の見直し (平成元年度の公共施設管理公社の設立等)
第二次	平成 10 年度～ 平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●休日勤務の代休措置制度、週 1 回ノー残業デーの定着化 ●経常経費節減のための統一マニュアルを作成 (消耗品の節減、節電・節水等) ●定員適正化の実施による人件費の抑制 (4 年間で 12 人の減員) ●組織・機構改革の実施 (平成 14 年度)
第三次	平成 15 年度～ 平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●職員研修計画の策定 ●行政情報化整備事業実施計画の策定 ●ごみ袋の有料化 ●経常経費節減目標値の設定
第四次	平成 18 年度～ 平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●市民サービスステーションの整備 ●業務マニュアルの整備 ●行政情報化整備事業による包括的アウトソーシングの実施 ●定員適正化計画の実施による人件費の抑制 (4 年間で 22 人の減員) ●市税徴収率の向上
第五次	平成 23 年度 ～平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●行政診断業務委託 ●各種基本方針策定 <ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市外部委託等推進方針 ・今後の現業職のあり方についての基本方針 ・宜野湾市学校給食調理業務等民間委託基本方針 ・宜野湾市福寿園民営化基本方針 ・宜野湾市公立保育所民営化基本方針 ●指定管理者制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター (赤道・伊利原) ・宜野湾ベイサイド情報センター ●昼窓の拡大 (税務課・納税課) ●公金収納業務の外部委託、コンビニ収納の導入 ●特殊勤務手当の見直し ●課税客体の掘り起こし ●企業誘致の推進 (スーパースポーツゼビオ宜野湾店) ●使用料・手数料の見直し ●市民課窓口業務の一部民間委託 ●福寿園の民営化 ●宜野湾学校給食センター調理業務等の民間委託

		<ul style="list-style-type: none"> ●野嵩保育所の民営化
第六次	平成 29 年度 ～令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体クラウドの導入 ●ネーミングライツの導入 ●水道局及び下水道課の組織統合 ●はごろも学習センター、青少年サポートセンターの組織統合 ●勤労青少年ホーム・体育センター事業の廃止 ●上下水道局業務包括的アウトソーシング ●保育所調理等業務の民間委託 ●クラウドファンディング型ふるさと納税の実施 ●幼稚園及び保育園事務の一元化
第七次	令和 4 年度 ～令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●行政経営室の新設（行財政改革、資産マネジメント） ●デジタル推進課の新設（自治体 DX 《デジタル・トランスフォーメーション》） ●生涯学習部門のスポーツ関連業務を市長部局へ移管（スポーツ振興関連業務の集約化） ●押印等の見直し ●宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」の策定 ●債権管理条例の制定 ●PPP/PFI 手法導入優先的検討指針の策定 ●教育施設包括委託の導入 ●宜野湾市第 5 次定員管理計画策定 ●宜野湾市職員定数条例の改正 ●こども部の創設 ●自治体フロントヤード改革に対応した窓口の集約化に関する調査研究（令和 7 年度地方自治研究機構共同調査） ●令和 7 年度行財政改革調査・検証等業務

第八次宜野湾市行財政改革大綱 用語集（五十音順）

あ行

オウンドメディア

市が主体となって運営する Web サイト、SNS、特設ページ等。広報誌とは異なり即時性・継続発信に強みがあり、DX や業務改革の成果発信、ブランディングに活用する。

か行

会計年度任用職員

地方公務員法に基づき、会計年度ごとに任用される職員。近年の業務量増加への対応として重要な役割を担ってきたが、大綱では業務効率化・外部活用により、依存度の適正化を図る対象とする。

経常収支比率

経常的経費に対する一般財源充当率を示す指標。95%を超える状態は、新たな施策展開の余地が乏しいことを意味し、行財政改革の必要性を示す重要な判断材料となる。

公共施設等総合管理計画

公共施設・インフラの老朽化、更新費用増大を背景に、施設の統廃合・長寿命化・民間活用を総合的に進める計画。資産マネジメントの中核となる。

さ行

指定管理者制度

公共施設の管理運営を民間事業者等に委ねる制度。単なるコスト削減ではなく、サービス向上や専門性活用の視点が重要。

生成 AI ・ RAG 活用

庁内ナレッジの形式知化、FAQ 作成、照会対応の迅速化等を通じ、属人化の解消と業務平準化を図る取組。職員の経験・判断を補完する位置づけとする。

た行

定員管理計画

中長期的視点で、正職員・会計年度任用職員を含めた職員体制の適正化を図る計画。業務量そのものを減らす改革と一体で進める必要がある。

デジタル・ファースト

紙や対面を前提とせず、最初からデジタルで完結する業務設計を行う考え方。例外的に紙を使う場合でも「なぜ必要か」を説明できることが求められる。

DX (デジタル・トランスフォーメーション)

単なるシステム導入ではなく、業務プロセス・組織文化・働き方を変革する取組。第八次大綱では、行財政改革の中心的手段として位置付ける。

な行

内部事務 (バックヤード)

決裁、文書管理、財務、人事、契約等の庁内業務。フロントヤード改革と一体で見直すことで、抜本的な効率化が可能となる。

は行

フロントヤード

窓口、電話、オンライン申請など住民接点となる業務領域。利便性向上と職員負担軽減の両立が改革の目的。

フリーアドレス

固定席を廃し、業務内容に応じて席を選択する働き方。ペーパーレス化とセットで導入することで効果を発揮する。

や行

行かない・書かない・待たない窓口

オンライン申請、データ連携、事前入力等により、来庁負担と職員作業を同時に削減する窓口改革の基本コンセプト。

ら行

リモートワーク

ICTを活用し庁舎外で勤務する形態。非常時対応だけでなく、働き方改革・人材確保の観点からも重要。

アルファベット

AI (人工知能)

Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、コンピュータが人間のように学習、推論、判断、問題解決などを行う技術を指します。AI は、特定のタスクを自動化し

たり、人間が行う知的活動を模倣したりすることで、様々な分野で活用されています。

BPO (Business Process Outsourcing)

業務プロセスを単位として外部委託する手法。人手不足対策として有効だが、業務の標準化・可視化が前提となる。

KPI (重要業績評価指標)

施策の成果を客観的に測定するための数値指標。単なる努力目標ではなく、進捗管理・改善判断に用いる。KPIは「測定可能」「継続把握可能」であることが重要。

LLM (大規模言語モデル)

生成 AI の中核技術であり、膨大なテキストデータをもとに文章を生成し回答します。

PPP (Public Private Partnership)

公共と民間が役割分担し、公共サービスを提供する枠組み。事業リスクの分担設計が重要。

PPP (官民連携)

公共サービス提供において官民が協力する形態を指します。PFI もその一種です。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設の建設、維持管理、運営に民間活力を導入する手法です。民間ノウハウや技術力を活用し、事業コストの削減が期待されます。

RAG (Retrieval-Augmented Generation) 検索拡張生成

生成 AI に外部データベース（条例、要綱、通知、過去の答弁、業務マニュアル等）を検索・参照させたいうで回答を生成する仕組み。単なる文章生成に比べ、事実誤認を抑え、自治体業務に即した正確性の高いアウトプットが可能となる。実務上のポイント：庁内文書の電子化・整理が RAG 活用の前提条件となる。